

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

令和6年度第1回 会議録

(日 時) 令和6年5月29日(水) 14時5分～15時10分

(場 所) WEB会議による開催  
(事務局は京都経済センター会議室4-A)

(出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員  
(50音順)

黒田委員、山田(哲)委員、山田(典)委員、吉富委員

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局  
岩本事務局次長、吉川総務課課長補佐、  
雲丹亀業務課長、宮口業務課課長補佐、太田業務課課長補佐  
ほか事務局員

○ 京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課  
明知後期高齢者医療係長

※傍聴者なし

(会長の選出)

会長：山田(哲)委員

(議事の趣旨)

報告1

令和5年度における情報公開条例第22条及び個人情報の開示請求等に関する運用状況について

事務局より資料1に基づき報告

**【事務局】**

補足として、資料3ページの表中 法第69条第2項第3号(行政機関等に提供する場合であって、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、相当の理由があるとき)の内訳にある「その他3件」については、いずれも公立病院を所管する市町村から依頼があったものである。

地方における持続可能な医療体制の確保のため、国から公立病院の経営強化に関す

るガイドラインが出されたことにより、各市町村で計画を策定するにあたり、情報の提供を求められたものである。その内容については、特定の個人が分からないものとなっている。

**【会 長】**

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

**【委 員】**

補足いただいた「その他」について、法律の違反はないというのは理解している。一方、こうした医療機関の経営に関するものは民間病院でも同様と考えるがいかがか。

**【事務局】**

個人情報保護法において「行政機関等匿名加工情報」の適用が開始され、ビッグデータを社会的にも有効に活用していこうという関係についての話かと思う。

本件は、法適用の上、取り扱うべきものだと考えるが、行政機関等匿名加工情報については、都道府県と政令指定都市は令和5年4月から適用開始とされているところ、その他の行政機関等におけるその対応については経過措置とされており、当広域連合としては、個人情報の保護や適性な取扱いを図りつつ、体制が整い次第、対応していくべきものだと認識している。

しかし、運用のノウハウはもちろん、データ加工作業等に係る時間、業務量を考えると、現状としてはマンパワー不足であり、体制を整えるのはなかなか困難な状況である。

**【委 員】**

気になっていた点を答えていただけだったのでよかった。

こういった提供依頼が民間からも次々と来るようになれば、広域連合の体制がもたないのではないかと思う。

どれだけ費用をとるかという議論はあると思うが、情報を売り買いしているわけではなく、情報を取りまとめて匿名加工するためにエネルギーを使っているのであり、その人件費相当を費用としてとることについては法的に問題ないのではないだろうか。

今後、民間から同じような問合せがあった場合にもたないと思うので、費用の徴収については追々でも検討されたほうがいいのかと思う。

**報告2**

京都府後期高齢者医療広域連合保有個人情報の安全管理措置の状況等について

事務局より資料2に基づき報告

**【会 長】**

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

**【委員】**

実施状況のチェックは誰がどのように行っているのか。

△となっている箇所もあり、チェックする人によって評価が変わってくるのではないかと思うが。

**【事務局】**

当広域連合は総務課と業務課に分かれており、その中でさらに業務の担当毎に分かれている。

まず各担当でチェックを実施したものを、安全管理措置の統括の方で改めて確認して取りまとめ、こちらの表を作成している。

**【委員】**

この表は一般に公開するものなのか。

「非該当」で未実施に○をつけているが、実施していない、としてしまうと誤解を招く可能性があるので、次回以降、記載について見直されたほうがよいと思う。

**【事務局】**

表については、今回の審査会のために作成したものであるが、会議終了後、会議録と共に資料をホームページに掲載予定である。

御指摘いただいたとおり、次回以降に向けて記載方法を検討する。

**【委員】**

いくつかの項目について不備があるとなっているが、こういったチェックについては不備があると認識していることが大事であり、このように書いているのは良いことだと思う。

100%というのは難しいことだが今後修正していつてもらいたい。

eラーニングについては、最も一般的なものでIPA（情報処理推進機構）が作っているインターネット安全教室というものがあるので、参考にしてもらえたらと思うが、必要があれば、私が出向いて話をさせてもらうことも可能なので、その際は申し付けいただければと思う。

また、先ほど他の委員からも意見があったが、「非該当」については、未実施ではなく実施の欄に○をつけて、括弧書きで非該当としておくのがよいのではないだろうか。

実施する必要性はなかったが実施した、というのとほぼ同じ位置付けだと思うので、整理の仕方を工夫されたらよいと思う。

**報告3**

情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて

事務局より資料3に基づき報告

**【会 長】**

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

**【委 員】**

先ほどの資料2は今回から新しく報告いただき、この資料3については以前から毎回報告いただいているものであるが、チェック項目が被っていると思うので、まとめてもらえるとよいと思う。

また、このチェックリストについて、前回どうであったのか、例えば、未実施のものが実施できたとか、以前から実施できている等の過去からの変化や、なぜ〇がつかなかったのか等の情報を追加してもらえると、実施状況の点検としてはよりよいかと思う。

**【会 長】**

資料2と資料3の関係性や違いについては私も疑問に感じたので、改めて整理いただきたい。

また、過去との対比が分かったほうが、より自主的な点検ができるのではないかというの私も賛同するところだが、事務局としてはどうか。

**【事務局】**

御指摘いただいた報告の仕方の整理や過去との比較について、今後整理、対応してまいりたい。

**報告4**

京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者情報の提供について

**【事務局】**

本件については、令和3年度当審査会において、本制度の廃止による「影響調査」に関する提供につき、御審議をいただいたものである。

この影響調査を経て、京都市では経過措置を行うこととなり、今年度、秋からこの「経過措置の実施」が開始されることとなる。一方、令和5年4月から個人情報保護法の適用により、本件は報告事項の形式を採るものの、当広域連合として「個人情報の適切な取扱い」を行うことの変更はなく、引き続き、この取扱いのうえで、必要となる事項など、御助言を賜りたい。

京都市から資料4に基づき報告

**【会 長】**

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

**【委員】**

最後に説明のあった安全管理措置に関して、受け取ったデータを特定のコンピューターに取り込んで処理を行うということで理解したが、そのコンピューターの管理等についてはどのようなになっているのか。

**【京都市】**

管理するパソコンについて、まずログインするためにパスワードが必要となっており、使用するデータについてもパスワードを設定して管理している。

**【委員】**

そのパソコン自体は、本体ごと盗まれたりしないよう、何か物理的に対策されているか。

**【京都市】**

ワイヤーロックを使用して、持ち運ばれることがないようにしている。

**【会長】**

今回の案件は以上となるが、最後に議事全体を通じて意見質問などはあるか。

(意見なし)

**【事務局】**

先ほど報告2でご指摘いただいた「非該当」の記載について、会議が終わり次第修正し、委員の皆様を確認いただいた上で、修正版をホームページに掲載したいと思う。お手数をお掛けするが、確認についてご協力をお願いしたい。

**【会長】**

それでは、本日の報告事項が全て終了したので審査会を終了する。

(審査会終了)